

監 第 81 号
平成31年 4 月23日

今 治 市 長 菅 良 二 様
今 治 市 議 会 議 長 森 京 典 様
今 治 市 教 育 委 員 会 教 育 長 八 木 良 二 様
今 治 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 森 恒 雄 様
今 治 市 農 業 委 員 会 会 長 岡 田 勝 利 様

今 治 市 監 査 委 員 渡 辺 英 徳
同 重 松 眞 司

平成 30 年度行政監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定による平成 30 年度行政監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

1 監査のテーマ

業務委託の実施について

2 監査の期間及び監査を実施した監査委員

監査の期間	監査を実施した監査委員
平成30年10月 3 日～平成31年 2 月20日	渡辺英徳・野間有造
平成31年 2 月20日～平成31年 4 月22日	渡辺英徳・重松眞司

3 監査の概要及び結果

次頁のとおり

行政監查結果報告書

今治市監査委員

目次

第1 監査の概要	- 1 -
1 監査のテーマ	- 1 -
2 監査の目的	- 1 -
3 監査の対象	- 1 -
4 監査の実施期間	- 1 -
5 監査の方法	- 1 -
6 監査の着眼点	- 4 -
第2 監査の結果	- 6 -
1 結果の概要	- 6 -
2 所見	- 6 -
3 事業別監査結果	- 10 -
第3 委託業務の概要	- 43 -
1 委託料の歳出総額に占める割合及び前年度比	- 43 -
2 第1次調査結果による委託状況	- 43 -
(1) 各部局別委託状況	- 43 -
(2) 一般会計各款別委託状況	- 44 -
(3) 公営企業会計等各特別会計別委託状況	- 45 -
(4) 委託の種類別状況	- 45 -
(5) 契約方法別委託状況	- 46 -
(6) 指名競争入札の委託状況	- 47 -
(7) 随意契約の委託状況	- 48 -
(8) 仕様書の作成状況	- 50 -
(9) 契約保証金の状況	- 50 -
(10) 支払方法の状況	- 51 -

凡 例

- 1 金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は、四捨五入の上表示した。
そのため、差額又は合計額が一致しない場合がある。
- 2 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入の上表示した。
そのため、構成比については、合計数値が一致しない場合がある。
- 3 単位未満の数値は、0又は0.0と表示した。

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

平成 30 年度の行政監査のテーマとして、「業務委託の実施について」を選定し、監査の方法及び着眼点のとおり各部局を横断的に検証した。

2 監査の目的

本市では、少子高齢化、高度情報化など複雑多岐にわたる社会経済情勢の変化や行政需要に対応するため、「今治市総合計画」及び「今治市行政改革ビジョン」において、厳しい行財政状況の下、市が実施している事業のうち、市民サービスの向上、事務の効率化及び経費の削減が図られる事業について、積極的に民間委託を推進し、事業内容に応じて業務の包括化・集約化を行うほか、長期継続契約などの複数年契約を結ぶことにより、効率的な業務運営を行うとともに、スケールメリットを生かしたコストの縮減を図っている。

そのため、平成 29 年度一般会計歳出決算額 831 億 1,485 万 1 千円のうち、委託料は、79 億 7,295 万 1 千円 (9.6%) を占め、対前年度比では、2 億 3,143 万 6 千円 (3.0%) 増加し、公営企業会計等特別会計を加えた全会計歳出決算額 1,420 億 6,471 万 2 千円のうち、委託料は、102 億 8,628 万 8 千円 (7.2%) を占め、対前年度比では、1 億 8,931 万 7 千円 (1.9%) 増加している。

このように、行財政改革の一つの根幹であり、事務事業の中でも重要性が増大している委託料について、経済的、効率的及び効果的に実施され、公平性、公正性が確保されているか、改善すべき点はないかなどについて、横断的に検証し、今後の適切な業務委託事務の執行に資することを目的に行政監査を実施した。

3 監査の対象

公営企業会計等特別会計を含む全会計のうち、平成 29 年度決算報告資料に基づく業務委託契約金額 10 万円以上のものを対象とした。ただし、建設事業に直接関係するもの及び単価契約等の事業については、今回の行政監査の対象外とした。

4 監査の実施期間

平成 30 年 10 月 3 日から平成 31 年 4 月 22 日まで

5 監査の方法

効率的な監査を実施するために、まず、全部局を対象に、書面（行政監査調書）による第 1 次調査を実施し、第 1 次調査の結果から抽出した案件につき、第 2 次調査を実施、必要に応じて担当者ヒアリングを実施した。

(1) 第1次調査

ア 実施通知日 平成30年10月3日

イ 提出資料

(ア) 平成30年度 業務委託に関する行政監査調書(1次調査用)

(イ) 歳出簿(会計・款項目節細節説明別)(平成29年度委託料全て)

公営企業会計の場合は、科目別予算差引簿(平成29年度委託料全て)

ウ 提出締切日 平成30年10月31日

エ 調査対象

(ア) 公営企業会計等特別会計を含む全会計の平成29年度決算に基づく業務委託契約金額10万円以上のもの

(イ) 建設事業に直接関係するもの、単価契約、長期継続契約、指定管理者制度等債務負担行為による契約、単年度事業及び平成30年度中までに廃止する事業については対象外

オ 調査内容

業務委託に関する行政監査調書の作成要領により、以下の点を確認した。

- ・委託の種類、事業開始年度、事務の区分、支出科目、委託金額、委託業者名、入札方法等、入札等結果の公表、指名競争入札理由、随意契約理由、単独随意契約理由、契約書等の有無、出来高評価、支払方法、支払回数、総括担当課の有無、見直し予定の内容、廃止予定の時期、根拠法令等、特記事項

(2) 第2次調査

ア 抽出条件

(ア) 委託の目的、内容が不明瞭なもの

(イ) 認知度や活用度(効果)が低いと思われるもの

(ウ) 必要性がない、又は形骸化していると思われるもの

(エ) 経済性、効率性、公共性、公平性等に欠けるとと思われるもの

(オ) 指定管理者制度にすべきと思われるもの

(カ) 直営するか、民間に移管、他課と集約すべきと思われるもの

(キ) 分割発注と思われるもの

(ク) 改善又は廃止すべきと思われるもの

イ 調査対象外

(ア) 法定受託事務

(イ) 高度な専門資格を必要とする業務(弁護士、不動産鑑定士、医師等)

(ウ) 廃棄物処理

(エ) 官公庁及び公共的団体に委託する業務

ウ 実施通知日 平成 30 年 11 月 20 日

エ 提出資料

(ア) 平成 30 年度 業務委託に関する行政監査調書（2 次調査用）

(イ) 実施(変更)伺、仕様書、図面、設計書等、プロポーザル実施書類、入札(見積)関係書、支出負担行為書、(変更)契約締結伺書、(変更)契約(請)書、実施計画書、業務従事者等の届出、許可又は認可等証書、実績報告書、作業日誌等、成果品等、実施報告書、検査調書

オ 提出締切日 平成 30 年 12 月 7 日

カ 調査対象事業

企画財政部 管財課 7 件

健康福祉部 福祉政策課 2 件、生活支援課 1 件

市民環境部 生活環境課 1 件

産業部 観光課 6 件

農水港湾部 農業土木課 6 件、港湾課 2 件

都市建設部 公園緑地課 2 件

上下水道部 下水道業務課(下水道工務課) 5 件、

下水道工務課(下水道管理事務所) 3 件

水道部 水道総務課 1 件

教育委員会事務局 学校教育課 4 件、社会教育課 6 件、文化振興課 1 件、

スポーツ振興課 3 件

対象事業計 50 件

キ 調査内容

業務委託に関する行政監査調書（2 次調査用）にて、契約種別に合わせて、約 20 項目の調査を実施した。

(3) ヒアリング

第 1 次調査及び第 2 次調査による書面監査を実施し、内容確認を行い、必要に応じて関係職員等から事情等の説明を聴取した。

(4) 監査の講評

ア 実施日 平成 31 年 3 月 28 日

6 監査の着眼点

(1) 業務委託の目的及び内容等について

- ア 業務委託の目的及び内容等は適切か
- イ 法的根拠はあるか
- ウ 市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか
- エ 社会情勢の変化や行政需要の変化への対応は適切か
- オ 慣例及び前例踏襲のみを理由に実施され、実態が形骸化していないか
- カ 公平性、公正性は確保されているか

(2) 契約方法等について

- ア 予算計上は適切にされているか
- イ 委託業者の選定基準及び方法等は適正に実施されているか
- ウ 仕様書等は適切に作成されているか
- エ 予定価格又は委託料の算定根拠は適切か
- オ 入札や見積等の契約手続きは適正に実施されているか
- カ 契約書又は契約請書は適切に作成されているか
- キ 変更契約の事由、金額及び実施時期等は適正か
- ク 随意契約及び単独随意契約の理由は適正か
- ケ 請負契約又は委任契約の区分は適正か
- コ 事故や災害等の対応について確立されているか

(3) 契約内容の履行等について

- ア 計画書等の内容は適切で、適正に提出されているか
- イ 法令等に従って適正に実施されているか
- ウ 目的を超えた過大な支出はないか
- エ 費用対効果等経済的、効率的に実施されているか
- オ 歳入の徴収又は収納の委託、及び支出事務の委託は適正に行われているか
- カ 契約内容に反して他の団体へ全部又は大部分を再委託していないか
- キ 履行期限は守られているか
- ク 個人情報などの機密情報の保護及び管理は適切か
- ケ 実績報告書等の委託成果品は契約書及び仕様書等に基づき適正なものか

(4) 履行状況の確認等について

- ア 委託業務の履行状況を適切に確認しているか
- イ 委託業者に対して適切に指導、監督等を実施しているか
- ウ 実績報告書等の委託成果品の検査は適切に実施されているか

(5) 委託料の支出について

- ア 委託料の支出は適正な時期に行われているか
- イ 委託料の支出は契約書等の内容に基づき適正に行われているか
- ウ 概算払及び精算、前金払等は適切に実施されているか

(6) 委託契約内容の検証について

- ア 目的に見合った成果が得られているか
- イ 直営すべきものはないか
- ウ 財源などは適切か
- エ 実施時期は適切か
- オ 成果品等は活用されているか
- カ 他部局との連携がとれ、重複していないか
- キ 改善、代替、縮小又は廃止について検討しているか
- ク 同種の民間事業との役割分担は適切か
- ケ 他市の実施状況等を鑑み、適正な内容か

第2 監査の結果

1 結果の概要

監査の対象となった各部局の委託事務について関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等により監査した結果、おおむね適正に処理され、監査時に気付いた軽易な事項については、その都度口頭で指摘したが、特に改善等を求めた指摘事項は 39 件、改善等の検討を求めた意見は 37 件、計 76 件である。

なお、既に改善又は是正等された案件もあるが、影響が大きいものについては、指摘事項又は意見とした。

- (1) 随意契約及び入札に関するもの
指摘事項 0 件、意見 2 件
- (2) 長期継続契約に関するもの
指摘事項 0 件、意見 17 件
- (3) 契約書及び仕様書に関するもの
指摘事項 15 件、意見 5 件
- (4) 見積依頼通知書及び採用結果の公表に関するもの
指摘事項 9 件、意見 0 件
- (5) 履行及び検査状況に関するもの
指摘事項 13 件、意見 3 件
- (6) 安全管理に関するもの
指摘事項 0 件、意見 4 件
- (7) 事務手続に関するもの
指摘事項 2 件、意見 1 件
- (8) 委託事業内容に関するもの
指摘事項 0 件、意見 5 件

2 所見

本市の平成 31 年度の一般会計予算は、歳入の地方交付税が 2 億円減少する見込みであるにもかかわらず、前年度から 20 億 7,000 万円の増額となっており、さらには、普通交付税の合併算定替終了に伴う激変緩和期間が平成 31 年度で終了する。

庁舎、公民館等施設設備の老朽化及び耐震化等に伴う改修更新事業、小中学校の空調設備設置や ICT 設備充実等に伴う教育環境整備事業、中学生までの通院医療費の無償化等に伴う子育て関連事業、上下水道等インフラ関連事業など、時代の要求する新たな行政ニーズに応えるため、財政負担は今後も増大することが予想され、非常に厳しい財政運営を強いられる。

今回は、事務事業の中でも重要性が増している業務委託について行政監査を行ったが、経

済性、有効性及び効率性等の観点からは、改善又は廃止すべきと思われる案件がいくつか見受けられた。

今後は、業務委託事業のみならず、予算執行全般において、漫然と前例踏襲することなく、全職員が研鑽に励み、一丸となって事業に取組み、今一度、各種事業自体の必要性から検証すべきである。公共サービスの質を低下させることなく、積極的に事務事業の改善、合理化、廃止等を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げること、組織及び行財政運営の合理化に努めるよう、不断の取組を行う決意で臨んでもらいたい。

以下に、今回の業務委託全般における所見を述べる。

(1) 随意契約について

地方自治法（以下、「法」という。）第 234 条第 1 項及び第 2 項において、契約の方法は、その公正性、経済性、透明性を確保するため、一般競争入札を原則とし、随意契約については、同法施行令（以下、「法施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合（予定価格が少額なもの、性質又は目的が競争入札に適しないもの、障害者支援施設等から物品等を購入するもの、緊急の必要により競争入札に付することができないもの、競争入札に付することが不利と認められるときなど）にのみ行うことができる旨規定されており、あくまで例外的な取扱いであり、制限されている。

さらに、今治市契約規則（以下、「契約規則」という。）第 47 条第 1 項において、随意契約によるときは、相手方が 2 人以上の者の見積書提出（以下、「比較見積」という。）を原則とし、1 人の者の見積書提出（以下、「単独見積」という。）である単独随意契約については、法令の規定により価格統制されているもの、販売業者及び取扱業者が他にいないもの、予定価格が 10 万円以下であるものなどにのみ行うことができる旨規定されている。

随意契約は、資力、信用力、実績及び特定能力のある相手方との締結、競争入札にかかる事務手続きの負担軽減、経費削減に繋がる場合もある一方で、特定の相手方に集中し、機会の均等を損ない、契約価格が高止まりする可能性があるなど、公平、公正な契約締結の確保に支障が生じるおそれがあることに留意する必要がある。

全庁的に単独随意契約については、安全性確保、緊急時の迅速対応、高度な知識や技術、実績の必要性、メーカー系保守業者以外では確実な実施が不可、県内や市内に委託できる代理店等事業者が他にいないため、施行から保守まで同一業者での実施が適切であることなどを理由として実施されていることを確認したが、今後はメーカー系保守業者ありきでなく広く業者選定が可能か検討することや、機械等更新時に設計、製造、設置等に複数年の保守点検委託を加えることなど、適正な契約事務の執行のため、他市の契約状況等も踏まえ、引続き検証が必要なものである。

また、比較見積による随意契約については、一括発注では納期に完成しないなど合理的

な理由がないにも関わらず、一括発注すべき案件を分割して発注している事案が見受けられた。計画的な発注により経済性、事務効率性に配慮した予算執行に努めるべきである。

今後については、契約締結の際は、政令等で定める場合に該当するときを除き一般競争入札によることが原則であり、指名競争入札又は随意契約を行うことができる場合に該当するか否かについては、当該契約の種類、内容、性質、目的等の事情を客観的に考慮し、拡大解釈することなく、慎重に判断することが望まれる。

(2) 長期継続契約について

法第234条の3において、電気、ガスの供給等を受ける契約、又は不動産を借りる契約は、翌年度以降にわたり契約を締結（長期継続契約）することができ、法施行令第167条の17において、役務の提供を受ける契約等で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもので、条例で定める契約についても長期継続契約できると規定されている。

今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条においては、契約の相手方が役務の提供に必要な設備等に相当の初期投資を要し、又は業務体制の整備に相当の費用を要するもの、他に契約の相手方がいない等契約の相手方を変更することに特に合理的な理由のないもの、必要な知識又は技能の習得に相当の期間を要する契約であって、単年度の契約では継続的な業務の履行に支障が生じるおそれがあるもの、複数年にわたり契約を締結することに特に合理的な理由のあるもの、契約の相手方が契約の履行の準備に必要な期間を有し、又は履行が年度開始後直ちに行われる役務の提供を受ける契約で、年度開始前に契約の相手方を定める必要のあるものなどにつき、長期継続契約ができるとし、同条例第3条において、契約の期間は、5年を超えないものと規定している。

長期継続契約は、各年度における経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないとされ、各年度の予算を義務付けるものではなく、法第214条に規定される議決を必要とする「債務負担行為」とは似て非なるものであり、予算単年度主義及び会計年度独立の原則の例外規定である。複数年の契約を締結できることにより、事務手続き上、非常に効率的で、安定的な契約の実施に繋がることが見込まれる。

これまで、特に単独随意契約案件については、公平性、公正性、競争性などに鑑み、慎重に取り組んできたことは評価に値するが、今一度、個別案件を精査し、更なる事務の効率化を図るため、当該契約の種類、内容、性質、目的等の事情を客観的に考慮し、拡大解釈することなく、慎重な判断をした上で、長期継続契約を締結するか否かについて検討を求めたい。また、長期継続契約締結の際には、同条例により5年を超えないものとされているが、機器及び施設等の老朽化による更新時期等、入札等の可能性、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者を求めるなどにより、契約案件を個別に検証し、適切な

契約期間を設定することに留意されたい。

(3) 契約書及び仕様書について

契約規則第 53 条第 1 項において、契約書に記載する事項が列記され、同条第 3 項において、業務委託契約書の標準様式が規定され、建設事業に直接関係するものを除いた標準様式である「別記様式第 4 号」を全庁的に使用している。同様式の業務委託契約書第 8 条には、委託業務に従事する者を定め、書面をもって氏名その他必要な事項を市に通知することが規定されているが、書面通知されていないものや委託内容により通知自体必要のないものが見受けられた。契約書については、漫然と標準様式を使用することなく、委託内容に鑑み、記載事項が適切であるか判断されたい。さらには、今治市委託事務執行の適正化に関する規程第 10 条において、継続的に役務を提供する契約、公の施設の管理運営に係る委託契約、各種機器の保守、警備等に係る委託契約における契約書記載事項が規定されていることにも留意する必要がある。

また、今治市委託契約事務の手引きによれば、受注者の負担の範囲、緊急時における連絡体制などに関する事項について留意して仕様書を作成するよう記載されており、標準仕様書（別記参考様式第 1 号）についても示されている。相手方が正確かつ適正に見積金額を算定でき、契約の履行に当たり疑義が生じない、競争入札等の導入が可能となるなど、仕様書等の重要性を再認識し、契約の適正な履行の確保のため、参考様式を積極的に使用するなど、契約書及び仕様書等の適正な作成に努められたい。

(4) 監督及び検査について

法第 234 条の 2 第 1 項及び法施行令第 167 条の 15 第 1 項において、契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって、必要な監督を行わなければならない、法第 234 条の 2 第 1 項及び法施行令第 167 条の 15 第 2 項において、その受ける給付の完了の確認をするため契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、必要な検査を行わなければならないと規定されている。

加えて、監督職員については、契約規則第 107 条第 1 項により、必要があるときは、請負契約に係る設計書及び仕様書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図及び原寸図を作成し、又は相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならないとされている。検査職員についても、契約規則第 109 条により、必要があるときは、契約締結前に、設計書、仕様書その他関係書類を審査し、又は実地調査を行い、意見を述べることができ、当該給付完了の確認につき、必要に応じ監督職員又は監督職員以外の職員の立会いを求め、検査を行わなければならないとされ、契約規則第 110 条において、契約金額が 130 万円未満の契約を除いて、検査職員は、検査を完了したときは、検査調書（別記様式

第 21 号)を作成しなければならないと規定されている。

このように、監督及び検査について、細かく規定されていることに鑑みれば、その適正な契約履行を確保する上での重要な要素であり、つまるところ、疎かにすれば、重大な結果をもたらす可能性があるといえる。法第 243 条の 2 第 1 項後段において、監督又は検査職員が故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより市に損害を与えたときは、賠償責任があることから明白である。

業務委託を実施する場合には、委託契約の相手方への履行の一任や、漫然とした検査を行うことのないよう、監督及び検査職員においては、担当者としての責任とその重要性を再認識し、適正な契約の履行に努められたい。

3 事業別監査結果

委託業務の概要については、各所管部課への調査結果による。

(1) 今治市本庁舎等昇降機保守点検業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	企画財政部管財課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的(理由)	維持管理のため。
委託の内容	昇降機保守点検
委託金額(千円)	5,760
契約方法	随意契約(単独見積)
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	建築基準法第 8 条

イ 指摘事項

特になし

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第 167 条の 17 により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 3 号から第 6 号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

《安全管理に関するもの》

第一別館及び第二別館において、現行法規に適合しない既存不適格事項として、耐震

対策等が報告されているが、改善について検討されたい。

(2) 本庁舎第2別館用冷温水発生機保守点検業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	企画財政部管財課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的(理由)	維持管理のため。
委託の内容	冷温水発生機保守点検
委託金額(千円)	2,041
契約方法	随意契約(単独見積)
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

契約の履行に当たり疑義が生じることを防ぐため、仕様書に、作業回数や実施時期、受注者の負担の範囲、関係法令の遵守、故障時や緊急時における連絡体制及び対応、作業日報等成果報告書、市の指示に従うべき義務などに関する事項について記載されたい。

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号から第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

(3) 本庁舎電気設備保安管理業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	企画財政部管財課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的(理由)	維持管理のため。
委託の内容	電気工作物保安管理
委託金額(千円)	1,458
契約方法	随意契約(単独見積)
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無

再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	電気事業法第 43 条第 1 項

イ 指摘事項

《履行及び検査状況に関するもの》

委託契約書第 9 条第 5 項の規定のとおり、保安業務担当者等を連絡方法とともに書面をもって通知するよう、受託者を適切に指導されたい。

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第 167 条の 17 により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 3 号から第 6 号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

(4) 本庁舎機械棟ガスヒートポンプエアコン保守点検業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	企画財政部管財課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	維持管理のため。
委託の内容	ガスヒートポンプエアコン保守点検
委託金額（千円）	602
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

特になし

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第 167 条の 17 により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 3 号から第 6 号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

(5) 今治市本庁舎駐車場等管制装置保守点検業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	企画財政部管財課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	維持管理のため。
委託の内容	駐車場等管制装置保守点検
委託金額（千円）	441
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

特になし

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号から第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

(6) 本庁舎自家発電機設備保守点検業務委託

ア 委託業務の概要

所管部課名	企画財政部管財課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	維持管理のため。
委託の内容	自家発電機設備保守点検
委託金額（千円）	400
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

特になし

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号から第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

(7) 本庁舎非常用直流電源装置保守点検業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	企画財政部管財課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	維持管理のため。
委託の内容	非常用直流電源装置保守点検
委託金額（千円）	292
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

特になし

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号から第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

(8) 大西町忠霊塔除草清掃等業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	健康福祉部福祉政策課
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	大西町忠霊塔敷地内を清浄に維持管理することを目的とする。

委託の内容	雑草の自生状況を考慮し、年3回草刈（集積を含む）と園内清掃を実施する。
委託金額（千円）	177
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

仕様書に、関係法令の遵守、緊急時における連絡体制、作業責任者などに関する事項の記載がないため、契約課発出文書に沿った適切な仕様書を作成されたい。

《見積依頼通知書及び採用結果の公表に関するもの》

見積依頼通知書において、見積書の提出方法、見積の無効、説明会に関する事項、見積依頼事業者の事前公表に関する事項等についての記載がないため、契約課発出文書に沿った適切な通知書を作成されたい。また、見積採用結果の公表がなされていないため、見積執行一覧表を作成し、担当課の窓口において閲覧に供する等、適切に対応されたい。

《履行及び検査状況に関するもの》

実施報告書、成果品等の様式や添付書類等を見直し、契約書や仕様書に基づく適切な履行確認を徹底されたい。また、仕様書に記載がある副監督員を、実際には指定していなかったため、仕様書に沿った取扱いをされたい。

ウ 意見

《契約書及び仕様書に関するもの》

実施計画書、業務従事者、責任者等届出を徴取していなかったため、委託業務内容から必要と判断される場合は、契約書や仕様書に提出を求めるよう記載し、適正に業務管理されたい。

(9) 大西町忠霊塔樹木管理業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	健康福祉部福祉政策課
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	大西町忠霊塔敷地内を清浄に維持管理することを目的とする。
委託の内容	敷地内を月1回巡回し樹木の状況を把握すると共に、上木と寄植に年3回ずつ薬剤を散布する。また、害虫

	が発生したときは、その都度薬剤散布を実施する。トリマーによる寄植の剪定作業を年2回行う。
委託金額（千円）	227
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

仕様書に、関係法令の遵守、緊急時における連絡体制、作業責任者などに関する事項の記載がなく、文言等に不備が見受けられるため、契約課発出文書に沿った適切な仕様書を作成されたい。

《見積依頼通知書及び採用結果の公表に関するもの》

見積依頼通知書において、見積書の提出方法、見積の無効、説明会に関する事項、見積依頼事業者の事前公表に関する事項等についての記載がないため、契約課発出文書に沿った適切な通知書を作成されたい。また、見積採用結果の公表がなされていないため、見積執行一覧表を作成し、担当課の窓口において閲覧に供する等、適切に対応されたい。

《履行及び検査状況に関するもの》

実施報告書、成果品等の様式や添付書類等を見直し、契約書や仕様書に基づく適切な履行確認を徹底されたい。

ウ 意見

《契約書及び仕様書に関するもの》

実施計画書、業務従事者、責任者等届出を徴取していなかったため、委託業務内容から必要と判断される場合は、契約書や仕様書に提出を求めるよう記載し、適正に業務管理されたい。

(10) 生活保護被保護者の所得等調査台帳電算処理業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	健康福祉部生活支援課
委託の種類	情報処理
委託の目的（理由）	生活保護被保護者の収入状況を的確に把握し、不正受給の防止を図ることを目的とする。
委託の内容	生活保護被保護者に係る課税調査票出力者一覧表及び課税調査票の作成

委託金額（千円）	112
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成 29 年 6 月 1 日 ～ 平成 30 年 2 月 28 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	生活保護法、生活保護適正実施推進事業実施要領

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

仕様書に、受注者の負担の範囲、関係法令の遵守、緊急時における連絡体制などに関する事項の記載がないため、契約課発出文書に沿った適切な仕様書を作成されたい。

ウ 意見

《履行及び検査状況に関するもの》

実施報告書に納品書しか添付されていないため、写真を添付するなどして、適切な履行検査が行われるよう改善されたい。

(11) 平成 29 年度亜硫酸ガス自動測定器保守点検業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	市民環境部生活環境課
委託の種類	検査・測定
委託の目的（理由）	環境基準を達成及び維持することを目的に常に大気の状態を把握し、大気汚染を監視することを目的とする。
委託の内容	亜硫酸ガス測定分析、報告書作成
委託金額（千円）	879
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項及び意見

特になし

(12) 今治地区観光施設浄化槽維持管理業務委託料

(13) 道の駅「今治湯ノ浦温泉」浄化槽維持管理業務委託料

ア 委託業務の概要

今治地区観光施設浄化槽維持管理業務委託料

所管部課名	産業部観光課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	浄化槽の保守点検等を行い、浄化槽による水質汚濁等の公害を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。
委託の内容	保守点検及び水質管理（薬剤投入を含む）等を浄化槽法施行規則に規定する基準に従って、浄化槽保守点検標準回数以上に実施する。
委託金額（千円）	185
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	浄化槽法第 8 条、10 条、浄化槽法施行規則第 2 条、5 条、今治市浄化槽取扱指導要綱

道の駅「今治湯ノ浦温泉」浄化槽維持管理業務委託料

所管部課名	産業部観光課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	浄化槽の保守点検等を行い、浄化槽による水質汚濁等の公害を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。
委託の内容	保守点検及び水質管理（薬剤投入を含む）等を浄化槽法施行規則に規定する基準に従って、浄化槽保守点検標準回数以上に実施する。
委託金額（千円）	495
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	浄化槽法第 8 条、10 条、浄化槽法施行規則第 2 条、5 条、今治市浄化槽取扱指導要綱

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

仕様書に、受注者の負担の範囲、緊急時における連絡体制、作業責任者などに関する事項の記載がないため、契約課発出文書に沿った適切な仕様書を作成されたい。

《見積依頼通知書及び採用結果の公表に関するもの》

見積採用結果の公表がなされていないため、見積執行一覧表を作成し、担当課の窓口において閲覧に供する等、適切に対応されたい。

《履行及び検査状況に関するもの》

年間に複数回実施する保守点検にもかかわらず、受託者からは、浄化槽保守点検表を、年度末にまとめて受け取っている。毎回、点検が実施された後に、浄化槽保守点検表を徴取し、適切な監督を徹底されたい。

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第5号及び第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

《契約書及び仕様書に関するもの》

実施計画書、業務従事者、浄化槽管理士の免状の写し、責任者等届出を徴取していなかったため、委託業務内容から必要と判断される場合は、契約書や仕様書に提出を求めよう記載し、適正に業務管理されたい。

(14) 今治市大角海浜公園樹木剪定及び病虫害防除薬剤散布業務委託料

(15) 今治市海山城展望公園樹木剪定及び病虫害防除薬剤散布業務委託料

ア 委託業務の概要

今治市大角海浜公園樹木剪定及び病虫害防除薬剤散布業務委託料

所管部課名	産業部観光課
委託の種類	維持管理
委託の目的(理由)	公園内の植栽樹木等の適正な管理のため。
委託の内容	樹木剪定及び病虫害防除薬剤散布
委託金額(千円)	349
契約方法	随意契約(比較見積)
契約期間	平成30年3月1日～平成30年3月9日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

今治市海山城展望公園樹木剪定及び病虫害防除薬剤散布業務委託料

所管部課名	産業部観光課
委託の種類	維持管理

委託の目的（理由）	公園内の植栽樹木等の適正な管理のため。
委託の内容	樹木剪定及び病虫害防除薬剤散布
委託金額（千円）	296
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成30年3月1日～平成30年3月9日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

仕様書に、受注者の負担の範囲、緊急時における連絡体制などに関する事項の記載がないため、契約課発出文書に沿った適切な仕様書を作成されたい。また、報告として、写真のみでなく、作業日報等成果報告書の提出を求めるよう改善し、履行確認を適切に行われたい。

《見積依頼通知書及び採用結果の公表に関するもの》

見積採用結果の公表がなされていないため、見積執行一覧表を作成し、担当課の窓口において閲覧に供する等、適切に対応されたい。

《履行及び検査状況に関するもの》

業務開始時に立ち会った際、仕様書に記載のある周知看板の設置等がなされないまま、業務が実施されていたため、適切に監督や指導を行われたい。

ウ 意見

《契約書及び仕様書に関するもの》

業務従事者、責任者等届出を徴取していなかったため、委託業務内容から必要と判断される場合は、契約書や仕様書に提出を求めるよう記載し、適正に業務管理されたい。

《履行及び検査状況に関するもの》

報告として、写真のみでなく、作業日報等成果報告書の提出を求めるよう改善し、履行確認を適切に行われたい。

(16) 多々羅キャンプ場コテージ清掃管理業務委託料

ア 委託業務の概要

所管部課名	産業部観光課
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	施設を良好に維持し、利用者への快適性確保を目的とする。
委託の内容	コテージ使用後の清掃、予約時の寝具準備、寝具の管理、忘れ物の確認。

委託金額（千円）	1,349
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

仕様書に、緊急時における連絡体制、作業責任者、作業日報等成果報告書などに関する事項の記載がなく、実施報告書、業務従事者届を徴取していなかったため、契約課発出文書に沿った適切な仕様書を作成されたい。また、仕様書と実際に行われている業務が一致していないため、見積額が正確に算出されたのか疑問が残る。委託業務の内容を整理し、仕様書の見直しを行い、適正に業務管理されたい。

《履行及び検査状況に関するもの》

実施報告書の提出がないために、検査調書の作成も行われていない。今後は、適切な履行確認、検査確認を行うよう改善されたい。

《事務手続に関するもの》

事前伺について、総括担当課長の合議を受けていないため、今治市委託事務執行の適正化に関する規程第12条第3項に沿った適切な事務処理をされたい。

ウ 意見

《委託事業内容に関するもの》

多々羅キャンプ場においては、当該委託業務のほか、市の直営業務（清掃）および指定管理業務（受付・使用料徴収）が混在している状況である。公の施設の管理運営について協議し、現在の委託事業が適切であるか検討されたい。

(17) 今治郷土料理普及研究事業委託業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	産業部観光課
委託の種類	その他
委託の目的（理由）	今治郷土料理の研究開発及び普及宣伝を図ることを目的とする。
委託の内容	インターネットの活用・観光施設での郷土料理サンプル展示による郷土料理の普及宣伝。郷土料理のメニュー開発及び郷土料理に関する料理教室(全5回)の開催。その他郷土料理の普及に関する事項
委託金額（千円）	400
契約方法	随意契約（単独見積）

契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

《履行及び検査状況に関するもの》

受託者から年度末に事業報告が提出されるが、毎回、料理教室（全 5 回）が実施された後に、日報等成果報告書などの提出を求め、適正に業務管理されたい。

ウ 意見

《委託事業内容に関するもの》

郷土料理の普及のためとは言え、料理教室の参加費が無料となっており、参加者から材料費の一部負担を求めることも検討されたい。また、委託の目的が、今治の郷土料理の研究・普及活動を通じて、地域の味覚資源を確保することや観光客を誘致することであるが、手段のひとつである料理教室の開催が主眼となってしまう面がある。また、当該料理教室においては、約 3 割が過去の重複参加者であり、広く市民に普及させる目的の効果としては疑問が残る。事業のあり方を協議し、委託事業の見直しを検討されたい。

(18) 窓①農道清掃委託業務（1回目）

(19) 窓②農道清掃委託業務（1回目）

(20) 窓①農道清掃委託業務（2回目）

(21) 窓②農道清掃委託業務（2回目）

ア 委託業務の概要

窓①農道清掃委託業務（1回目）

所管部課名	農水港湾部農業土木課
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	農道の適切な管理を目的とする。
委託の内容	農道清掃(草刈)
委託金額（千円）	496
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成 29 年 7 月 3 日 ～ 平成 29 年 7 月 14 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	
根拠法令等	

窓②農道清掃委託業務（1回目）

所管部課名	農水港湾部農業土木課
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	農道の適切な管理を目的とする。
委託の内容	農道清掃(草刈)
委託金額（千円）	494
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成29年7月3日～平成29年7月26日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	
根拠法令等	

窓①農道清掃委託業務（2回目）

所管部課名	農水港湾部農業土木課
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	農道の適切な管理を目的とする。
委託の内容	農道清掃(草刈)
委託金額（千円）	346
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成29年10月1日～平成29年10月28日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

窓②農道清掃委託業務（2回目）

所管部課名	農水港湾部農業土木課
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	農道の適切な管理を目的とする。
委託の内容	農道清掃(草刈)
委託金額（千円）	494
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成29年10月1日～平成29年10月25日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

《見積依頼通知書及び採用結果の公表に関するもの》

見積採用結果の公表として、見積執行一覧表又は「件名」、「施行箇所」、「見積日時」、「見積参加事業者氏名」及び「見積の経緯及び結果」を記載したものを作成し、課の窓口で閲覧に供されたい。

ウ 意見

《契約書及び仕様書に関するもの》

仕様書について、作業責任者、作業日報等成果報告書の提出に関する事項を規定されたい。

《随意契約及び入札に関するもの》

より安価で実施できるシルバー人材センターへの発注や計画的かつ合理的な一括発注、年間契約等を検討されたい。

(22) 中寺地区水路清掃委託

ア 委託業務の概要

所管部課名	農水港湾部農業土木課
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	各部落内の水路の維持管理を適切に行うために不要な土砂を処分することを目的とする。
委託の内容	部落の行った水路清掃の際に出た土砂を仮置き場へ運搬後、最終処分場まで運搬する。
委託金額（千円）	942
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月29日～平成29年5月12日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	
根拠法令等	

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

仕様書に安全管理費及び諸経費の金額について明確に記載されたい。

ウ 意見

《委託事業内容に関するもの》

単価見積書の基準が重機運搬費【仮置き場までの重機の運搬費（1往復のみ）】に対して、それ以上の運搬費を支払っている場合が見受けられるので、実情に即した基準の見直しを検討されたい。

(23) 石井地区水路清掃委託

ア 委託業務の概要

所管部課名	農水港湾部農業土木課
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	各部落内の水路の維持管理を適切に行うために不要な

	土砂を処分することを目的とする。
委託の内容	部落の行った水路清掃の際に出た土砂を仮置き場へ運搬後、最終処分場まで運搬する。
委託金額（千円）	1,058
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月30日～平成29年9月14日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	
根拠法令等	

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

契約請書について、契約金額に見合った収入印紙を添付されたい。また、仕様書に安全管理費及び諸経費の金額について明確に記載されたい。

ウ 意見

特になし

(24) 富田ふ頭起重機（ジブクレーン）月例及び年次点検業務

(25) 今治港富田地区重量物荷役機械（ガントリークレーン）月例及び年次点検業務

ア 委託業務の概要

富田ふ頭起重機（ジブクレーン）月例及び年次点検業務

所管部課名	農水港湾部港湾課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	富田ふ頭起重機（ジブクレーン）の日常運転に支障がなく、安全かつ良好な状態に維持管理するため。
委託の内容	【目視】磨耗、変形、ボルト・ナットの脱落、溶接部分の亀裂、外れ等【ハンマリング】ボルト・ナットの弛み、車輪、制動輪等【動作チェック】リミットスイッチ、ブレーキの作動、異常振動等【測定】目視の結果磨耗、変形、曲がり、軸心の通り等に異常が認められた場合
委託金額（千円）	7,076
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	労働安全衛生法、クレーン等安全規則第34条第1項(年次点検)、同規則第35条第1項(月例点検)

今治港富田地区重量物荷役機械（ガントリークレーン）月例及び年次点検業務

所管部課名	農水港湾部港湾課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	今治港富田地区重量物荷役機械（ガントリークレーン）の日常運転に支障がなく、安全かつ良好な状態に維持管理するため。
委託の内容	【保守、点検範囲】40 t 橋形コンテナクレーン・20 t ~40 t スプレッダー及び台車・40 t 吊りビーム（脚付き）・走行レール及びレール押さえ金物・給電ケーブル・モニタリングシステム・機械室内修理用天井クレーン・エレベーター
委託金額（千円）	8,101
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	労働安全衛生法、クレーン等安全規則第 34 条第 1 項及び第 154 条第 1 項（年次点検）、同規則第 35 条第 1 項及び第 155 条第 1 項（月例点検）

イ 指摘事項

特になし

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第 167 条の 17 により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 3 号から第 6 号に該当すると考えられるため、当該機械の老朽化による更新時期等を検証したうえで、事務の効率化の観点から、長期継続契約について検討されたい。

(26) 吹揚公園石垣草刈清掃業務

(27) 吹揚公園石垣草刈清掃業務

ア 委託業務の概要

吹揚公園石垣草刈清掃業務

所管部課名	都市建設部公園緑地課
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	吹揚公園の石垣の草刈を実施し、施設の適切な維持管理を目指す。
委託の内容	吹揚公園石垣北・東草刈清掃

委託金額（千円）	497
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成 29 年 12 月 11 日 ～ 平成 29 年 12 月 15 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

吹揚公園石垣草刈清掃業務

所管部課名	都市建設部公園緑地課
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	吹揚公園の石垣の草刈を実施し、施設の適切な維持管理と利用者の安全を図る。
委託の内容	吹揚公園石垣西・南草刈清掃
委託金額（千円）	497
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成 29 年 12 月 23 日 ～ 平成 29 年 12 月 28 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

《見積依頼通知書及び採用結果の公表に関するもの》

見積採用結果の公表として、見積執行一覧表又は「件名」、「施行箇所」、「見積日時」、「見積参加事業者氏名」及び「見積の経緯及び結果」を記載したものを作成し、課の窓口で閲覧に供されたい。

ウ 意見

《随意契約及び入札に関するもの》

吹揚公園石垣草刈清掃業務委託について、同時期、同所、同種のものであり、合理的な理由がない限り、一括発注し、計画的な発注により経済性・事務効率性に配慮した予算執行に努められたい。

(28) 石井地区沈砂池清掃業務委託（その 1）

(29) 石井地区沈砂池清掃業務委託（その 2）

(30) 石井地区水路清掃業務委託

ア 委託業務の概要

石井地区沈砂池清掃業務委託（その 1）

所管部課名	上下水道部下水道業務課（下水道工務課）
委託の種類	維持管理

委託の目的（理由）	維持管理のため。
委託の内容	水路等に堆積した土砂等の清掃
委託金額（千円）	480
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成 29 年 6 月 27 日 ～ 平成 29 年 7 月 31 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	
根拠法令等	河川法第 10 条第 1 項、第 100 条第 1 項

石井地区沈砂池清掃業務委託（その 2）

所管部課名	上下水道部下水道業務課（下水道工務課）
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	維持管理のため。
委託の内容	水路等に堆積した土砂等の清掃
委託金額（千円）	499
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成 29 年 9 月 8 日 ～ 平成 29 年 10 月 6 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	
根拠法令等	河川法第 10 条第 1 項、第 100 条第 1 項

石井地区水路清掃業務委託

所管部課名	上下水道部下水道業務課（下水道工務課）
委託の種類	維持管理
委託の目的（理由）	維持管理のため。
委託の内容	水路等に堆積した土砂等の清掃
委託金額（千円）	426
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成 29 年 9 月 20 日 ～ 平成 29 年 10 月 13 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	
根拠法令等	河川法第 10 条第 1 項、第 100 条第 1 項

イ 指摘事項

《見積依頼通知書及び採用結果の公表に関するもの》

見積採用結果の公表方法について、実施伺及び見積書を見積執行一覧表の代用として課の窓口で閲覧に供しているが、見積執行一覧表又は「件名」、「施行箇所」、「見積日時」、「見積参加事業者氏名」及び「見積の経緯及び結果」を記載したものを作成し、閲覧に対応できるようにされたい。

ウ 意見

《履行及び検査状況に関するもの》

本業務の実施報告書は作業写真の提出で代えているが、業務従事者や実施日時等が不明であるので、必要に応じて業務従事者の届出や作業日報等の提出を受け、適切に履行状況の確認を行うようにされたい。

(31) 治水施設（今治西部地区）測量業務委託

(32) 治水施設（今治東部地区）測量業務委託

ア 委託業務の概要

治水施設（今治西部地区）測量業務委託

所管部課名	上下水道部下水道業務課（下水道工務課）
委託の種類	検査・測定
委託の目的（理由）	樋門及び排水ポンプ等運用見直しのため。
委託の内容	地盤高測量
委託金額（千円）	486
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成29年6月2日～平成29年7月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	
根拠法令等	河川法第10条第1項、第100条第1項

治水施設（今治東部地区）測量業務委託

所管部課名	上下水道部下水道業務課（下水道工務課）
委託の種類	検査・測定
委託の目的（理由）	樋門及び排水ポンプ等運用見直しのため。
委託の内容	地盤高測量
委託金額（千円）	486
契約方法	随意契約（比較見積）
契約期間	平成29年6月27日～平成29年8月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	
根拠法令等	河川法第10条第1項、第100条第1項

イ 指摘事項

《見積依頼通知書及び採用結果の公表に関するもの》

見積採用結果の公表方法について、実施伺及び見積書を見積執行一覧表の代用として課の窓口で閲覧に供しているが、見積執行一覧表又は「件名」、「施行箇所」、「見積日時」、「見積参加事業者氏名」及び「見積の経緯及び結果」を記載したものを作成し、

閲覧に対応できるようにされたい。

ウ 意見

特になし

(33) 今治市下水浄化センター他自家用電気工作物保安管理業務委託

ア 委託業務の概要

所管部課名	上下水道部下水道工務課（下水道管理事務所）
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	自家用電気工作物について専門的見地から劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、構造耐力、耐久性を損なわず、安全かつ円滑な利用に支障がない状態の維持に資するため。
委託の内容	電気事業法第39条に定める事業場に設置する自家用電気工作物の工事・維持および運用に関する保安業務
委託金額（千円）	4,993
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	有
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	電気事業法第43条

イ 指摘事項

《履行及び検査状況に関するもの》

本業務は単年度の契約となっているが、契約書第9条5項に定める保安業務担当者等の通知について、継続的に保安されているため担当者の通知を契約の都度受けず、変更があった場合にのみ変更通知を受けているが、契約の都度書面をもって通知を受けるよう、受託者と協議のうえ改められたい。また、業務完了後に書面により実施報告書の提出を受け、検査員による検査後、検査調書を作成、提出しなければならないこととされているので、委託料の支払方法（前金払）にかかわらず適切に事務処理されたい。

《事務手続に関するもの》

契約変更の協議にあたって、契約変更協議書の送付、また契約変更承諾書の提出を受けていなかったため、必要な手続を経て契約変更を行われたい。

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号か

ら第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

(34) 近見ポンプ場ポンプ井しゅんせつ (No.2)

(35) 近見ポンプ場ポンプ井しゅんせつ (No.1)

ア 委託業務の概要

近見ポンプ場ポンプ井しゅんせつ (No.2)

所管部課名	上下水道部下水道工務課 (下水道管理事務所)
委託の種類	維持管理
委託の目的 (理由)	ポンプ井に滞留した汚泥をしゅんせつすることにより、処理場の機能を良好に保つため。
委託の内容	No. 2 ポンプ井のしゅんせつ
委託金額 (千円)	400
契約方法	随意契約 (比較見積)
契約期間	平成 29 年 11 月 16 日 ~ 平成 29 年 11 月 30 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	
根拠法令等	

近見ポンプ場ポンプ井しゅんせつ (No.1)

所管部課名	上下水道部下水道工務課 (下水道管理事務所)
委託の種類	維持管理
委託の目的 (理由)	ポンプ井に滞留した汚泥をしゅんせつすることにより、処理場の機能を良好に保つため。
委託の内容	No. 1 ポンプ井のしゅんせつ
委託金額 (千円)	436
契約方法	随意契約 (比較見積)
契約期間	平成 29 年 12 月 7 日 ~ 平成 29 年 12 月 15 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	
根拠法令等	

イ 指摘事項

《見積依頼通知書及び採用結果の公表に関するもの》

見積採用結果の公表として、見積執行一覧表又は「件名」、「施行箇所」、「見積日時」、「見積参加事業者氏名」及び「見積の経緯及び結果」を記載したものを作成し、課の窓口で閲覧に供されたい。

ウ 意見

《事務手続に関するもの》

本業務委託においてポンプ井のしゅんせつ及びそれに伴う汚泥（産業廃棄物）の運搬処分を委託しているが、委託契約書の作成は省略し、マニフェストの交付者は受託事業者となっている。受託事業者が排出事業者との解釈によるものであるが、本業務委託においては、排出事業者は市であり、自らマニフェストを交付し、また運搬処分を委託する場合には、廃棄物処理法施行令第6条の2第4号の規定により、委託契約は、書面により行うこととされ、契約書の作成は省略できないため、法令を再度検証し、適正な事務処理をされたい。

(36) 自家用電気工作物保安管理業務委託

ア 委託業務の概要

所管部課名	水道部水道総務課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	電気主任技術者の選任が義務付けられているため外部委託するもの。
委託の内容	台浄水場電気設備の保安業務
委託金額（千円）	384
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	電気事業法第43条

イ 指摘事項

《履行及び検査状況に関するもの》

本業務は単年度の契約となっているが、細目書第6条5項に定める保安業務担当者等の通知について、継続的に保安されているため担当者の通知を契約の都度受けず、変更があった場合にのみ変更通知を受けているが、契約の都度書面をもって通知を受けるよう、受託者と協議のうえ改められたい。

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号から第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

- (37) 今治市立学校児童生徒等定期健康診断業務（旧今治地域及び菊間地域）
- (38) 今治市立学校児童生徒等定期健康診断業務（旧今治地域及び菊間地域を除く）
- (39) 今治市立小中学校児童の脊柱側弯症（モアレ）検査業務
- (40) 今治市立小中学校児童生徒の小児生活習慣病検診業務

ア 委託業務の概要

今治市立学校児童生徒等定期健康診断業務（旧今治地域及び菊間地域）

所管部課名	教育委員会事務局学校教育課
委託の種類	医療・福祉サービス
委託の目的（理由）	学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施することを目的とする。
委託の内容	旧今治地域及び菊間地域の小中学校の児童生徒及び教職員に対する健康診断の実施
委託金額（千円）	5,331
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	学校保健安全法第13条及び第15条、学校保健安全法施行規則第6条

今治市立学校児童生徒等定期健康診断業務（旧今治地域及び菊間地域を除く）

所管部課名	教育委員会事務局学校教育課
委託の種類	医療・福祉サービス
委託の目的（理由）	学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施することを目的とする。
委託の内容	旧今治地域及び菊間地域を除く地域の小中学校の児童生徒及び教職員に対する健康診断の実施
委託金額（千円）	1,859
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	学校保健安全法第13条及び第15条、学校保健安全法施行規則第6条

今治市立小中学校児童の脊柱側弯症（モアレ）検査業務

所管部課名	教育委員会事務局学校教育課
委託の種類	医療・福祉サービス
委託の目的（理由）	学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施することを目的とする。
委託の内容	小学校4年生に対する脊柱側弯症（モアレ）検査の実

	施
委託金額（千円）	971
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	学校保健安全法第 13 条及び第 15 条、学校保健安全法施行規則第 6 条

今治市立小中学校児童生徒の小児生活習慣病検診業務

所管部課名	教育委員会事務局学校教育課
委託の種類	医療・福祉サービス
委託の目的（理由）	子どもの健康状態の把握と改善の必要な場合の指標として、また生活習慣に気を付けることにより生活習慣病を早期に予防することを目的とする。
委託の内容	小学校 4 年生及び中学校 1 年生の希望者に対する小児生活習慣病検診の実施
委託金額（千円）	5,043
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
変更契約の有無	無
再委託の有無	有
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項及び意見

特になし

(41) 放課後子ども教室（大西教室）運営業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	教育委員会事務局社会教育課
委託の種類	その他
委託の目的（理由）	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。
委託の内容	英語遊び・華道・茶道・木版画・囲碁・習字・星空観測、夏休み自習学習教室、相撲大会・お月見団子作り・史跡巡り・門松作り・米作り等の伝統文化や体験を大切に活動
委託金額（千円）	1,258
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日

変更契約の有無	有
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

特になし

ウ 意見

《委託事業内容に関するもの》

平成27年3月策定の「今治市子ども・子育て支援事業計画」によると、放課後児童クラブの充実を最優先に進めるとしているが、厚生労働省と文部科学省の共同による「放課後子ども総合プラン」には、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な連携が推進されている。地域の協力者等による参画が必須のため、放課後子供教室の拡充は容易ではないが、児童館の設置状況など地域間格差の是正に向け、更なる各校区への制度周知や拠点となる教室の設置など、全ての児童を対象とした総合的な放課後対策を検討されたい。

(42) 今治市中央住民センター空調設備保守点検業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	教育委員会事務局社会教育課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	施設の空調設備を定期的に点検し、設備の寿命を保たせ、安全な施設使用を実施するため。
委託の内容	中央住民センターの空調機器（冷温水循環ポンプ、ファンコイルユニット、エアハンドリングユニット、蓄熱槽、ルームエアコン）の保守点検（定期点検年6回、総点検年1回）
委託金額（千円）	504
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

契約の履行に当たり疑義が生じることを防ぐため、仕様書に、受注者の負担の範囲、関係法令の遵守、故障時や緊急時における連絡体制及び対応、市の指示に従うべき義務などに関する事項について記載されたい。

《履行及び検査状況に関するもの》

空調設備保守作業報告書に、一部点検表の未提出や誤記載が見受けられたため、受託者に適切な報告の徹底を指導されたい。

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号から第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

《安全管理に関するもの》

冷温水ポンプの圧力ゲージ不良による各種圧力が測定不能、3Fホールのエアハンドリングユニット熱交換器が穿孔による水漏れが発生しているなど、設備の老朽化が著しく、更新時期等も考慮し、適切に改修されたい。

(43) 今治市中央公民館荷物用昇降機保守点検業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	教育委員会事務局社会教育課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的(理由)	昇降機を常時安全、良好に作動させるため。
委託の内容	中央公民館大ホールに繋がる荷物用昇降機(1台)の定期点検(月1回)および対象設備の総合的な機能の品質検査(年1回)
委託金額(千円)	505
契約方法	随意契約(単独見積)
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	建築基準法

イ 指摘事項

特になし

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号か

ら第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

《安全管理に関するもの》

定期検査報告書によると、現行法規に適合しない既存不適格事項として、耐震対策等が報告されているが、改善について検討されたい。

(44) 今治市中央住民センター昇降機保守点検業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	教育委員会事務局社会教育課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的(理由)	昇降機を常時安全、良好に作動させるため。
委託の内容	中央住民センターの昇降機(1台)のリモート及び現場診断、対象設備の総合的な機能の品質検査(年1回)
委託金額(千円)	946
契約方法	随意契約(単独見積)
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	建築基準法

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

契約の履行に当たり疑義が生じることを防ぐため、仕様書に、点検回数や点検内容、関係法令の遵守、故障時や緊急時における連絡体制、市の指示に従うべき義務などに関する事項について記載されたい。

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号から第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

《安全管理に関するもの》

定期検査報告書によると、現行法規に適合しない既存不適格事項として、耐震対策等が報告されているが、改善について検討されたい。

(45) 今治市吉海学習交流館移動観覧席保守点検業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	教育委員会事務局社会教育課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	良好な施設運営のため。
委託の内容	移動観覧席の保守点検（年1回）
委託金額（千円）	486
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

契約の履行に当たり疑義が生じることを防ぐため、仕様書に、受注者の負担の範囲、関係法令の遵守、故障時や緊急時における連絡体制及び対応、市の指示に従うべき義務などに関する事項について記載されたい。

《履行及び検査状況に関するもの》

委託契約書第8条の規定のとおり、業務従事者等の氏名その他必要な事項を定め、書面をもって通知するよう、受託者を適切に指導されたい。

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号から第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

(46) 今治市伯方開発総合センター浄化槽維持管理業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	教育委員会事務局社会教育課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	浄化槽の保守点検等を行い、浄化槽による水質汚濁等の公害を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。
委託の内容	保守点検及び水質管理（薬剤投入を含む）、報告書作成（週1回）

委託金額（千円）	1,755
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	浄化槽法

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

契約の履行に当たり疑義が生じることを防ぐため、仕様書に、受注者の負担の範囲、故障時や緊急時における連絡体制及び対応などに関する事項について記載されたい。また、仕様書に記載の法人名や要綱の参照先が古いものが見受けられたため、適切に改正されたい。

《履行及び検査状況に関するもの》

仕様書のとおり、契約締結時には浄化槽保守点検業者登録証の写しを提出するよう、受託者を適切に指導されたい。

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号から第6号に該当すると考えられるため、機器及び施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえ、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

(47) 今治市上浦歴史民俗資料館電動式移動観覧席保守点検業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	教育委員会事務局文化振興課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	施設の適切かつ経済的、効率的な管理運営のため。
委託の内容	保守点検業務（年1回点検、報告書作成）
委託金額（千円）	391
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

契約の履行に当たり疑義が生じることを防ぐため、仕様書に、受注者の負担の範囲、関係法令の遵守、故障時や緊急時における連絡体制及び対応、市の指示に従うべき義務などに関する事項について記載されたい。

ウ 意見

特になし

(48) 今治市健康ウォーキング事業委託業務

ア 委託業務の概要

所管部課名	教育委員会事務局スポーツ振興課
委託の種類	企画・制作
委託の目的（理由）	ウォーキングによって運動不足から起因する生活習慣病、メタボリックシンドローム等の予防・実病・疾患改善を図るため。
委託の内容	広報誌等による告知、参加者受付・手帳交付事務、集計結果・バッジ・シール送付事務
委託金額（千円）	1,365
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	

イ 指摘事項

特になし

ウ 意見

《委託事業内容に関するもの》

委託の目的は、運動不足から起因する生活習慣病、メタボリックシンドローム等の予防や改善を図るためとありますが、事業の実情は、参加者本人に委ねる部分が多く、十分な成果が得られているとまでは認められない。事業の大幅な見直しを図り、当初の目的に沿ったものとするか、事業廃止について検討されたい。

(49) 今治市宮伯方S・Cパーク公衆トイレ浄化槽維持管理

(50) 今治市宮伯方伊方グランド浄化槽維持管理

ア 委託業務の概要

今治市宮伯方S・Cパーク公衆トイレ浄化槽維持管理

所管部課名	教育委員会事務局スポーツ振興課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	浄化槽の保守点検を行い、浄化槽による水質汚濁等の公害を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。
委託の内容	保守点検及び水質管理(薬剤投入を含む)、報告書作成
委託金額（千円）	649
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	浄化槽法第4条5項・8条・10条、浄化槽法施行規則第6条

今治市宮伯方伊方グランド浄化槽維持管理

所管部課名	教育委員会事務局スポーツ振興課
委託の種類	施設・設備管理
委託の目的（理由）	浄化槽の保守点検を行い、浄化槽による水質汚濁等の公害を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。
委託の内容	保守点検及び水質管理(薬剤投入を含む)、報告書作成
委託金額（千円）	114
契約方法	随意契約（単独見積）
契約期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
変更契約の有無	無
再委託の有無	無
出来高評価	良
根拠法令等	浄化槽法第4条5項・8条・10条、浄化槽法施行規則第6条

イ 指摘事項

《契約書及び仕様書に関するもの》

契約の履行に当たり疑義が生じることを防ぐため、仕様書に、受注者の負担の範囲、故障時や緊急時における連絡体制及び対応などに関する事項について記載されたい。また、仕様書に記載の法人名や要綱の参照先が古いものが見受けられたため、適切に改正されたい。

《履行及び検査状況に関するもの》

仕様書のとおり、契約締結時には浄化槽保守点検業者登録証の写しを提出するよう、受託者を適切に指導されたい。

ウ 意見

《長期継続契約に関するもの》

法施行令第167条の17により、役務の提供を受ける契約で、その性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、今治市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号から第6号に該当すると考えられるため、施設等の老朽化による更新時期等を検証したうえで、事務の効率化を図るため、長期継続契約について検討されたい。

第3 委託業務の概要

1 委託料の歳出総額に占める割合及び前年度比

平成29年度及び平成28年度公営企業会計等特別会計を加えた全会計歳出決算の委託料の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

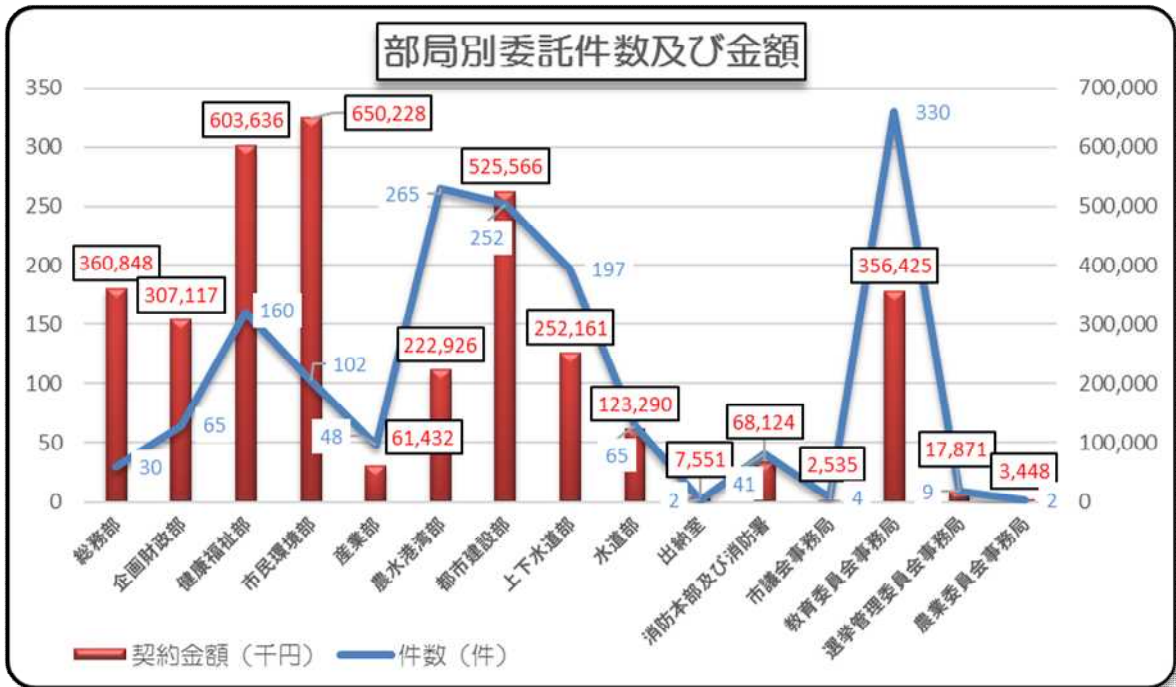
会 計	平成29年度 歳出総額	平成29年度 委託料	構成 比率	平成28年度 委託料	前年度 増減	前年度 比率
一 般 会 計	83,114,851	7,972,951	9.6	7,741,514	231,436	3.0
用地取得特別会計	332,782	-	-	-	-	-
墓園事業特別会計	77,199	12,037	15.6	11,258	779	6.9
船舶交通特別会計	265,070	29,538	11.1	29,250	288	1.0
簡易水道事業特別会計	67,818	2,366	3.5	17,288	△ 14,921	△ 86.3
港湾事業特別会計	259,669	38,833	15.0	38,207	626	1.6
鉱泉供給事業特別会計	13,863	7	0.0	9	△ 2	△ 22.1
小規模下水道特別会計	1,080,423	168,771	15.6	161,275	7,495	4.6
駐車場特別会計	9,699	9,643	99.4	10,080	△ 437	△ 4.3
国民健康保険特別会計	22,230,810	133,549	0.6	122,496	11,053	9.0
後期高齢者医療特別会計	2,161,549	8,755	0.4	7,184	1,571	21.9
介護保険特別会計	17,095,769	341,612	2.0	257,345	84,267	32.7
介護予防支援事業特別会計	-	-	-	2,749	△ 2,749	△ 100
公共下水道事業会計	8,700,657	1,047,489	12.0	1,194,558	△ 147,070	△ 12.3
水道事業会計	6,632,986	517,707	7.8	500,723	16,984	3.4
工業用水道事業会計	21,569	3,032	14.1	3,035	△ 3	△ 0.1
合 計	142,064,714	10,286,290	7.2	10,096,971	189,317	1.9

2 第1次調査結果による委託状況

第1次調査の対象は、前述のとおりで、複数にまたがる案件は、主な課や支出科目にて計上している場合があり、調査結果に基づき集計している。

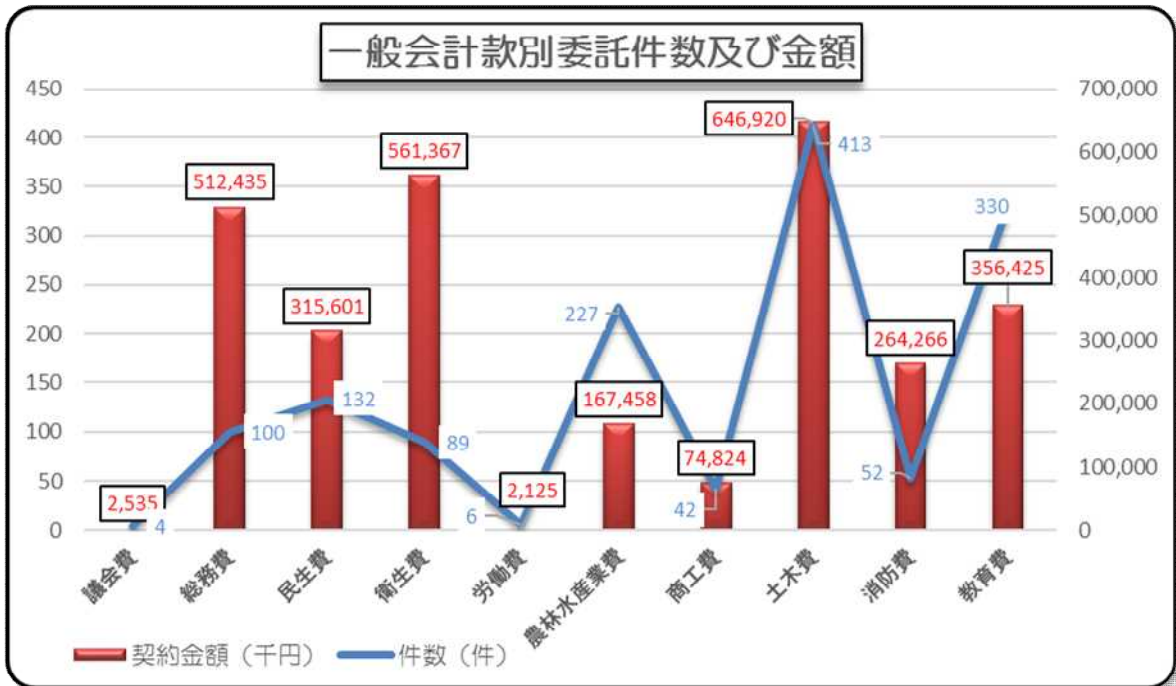
(1) 各部局別委託状況

委託件数は、全体で1,572件、契約金額は、35億6,315万8千円で、件数では、教育委員会事務局が330件、農水港湾部が265件、契約金額では、市民環境部が6億5,022万8千円、健康福祉部が6億363万6千円と多くなっており、各部局の内訳は、次のとおりである。



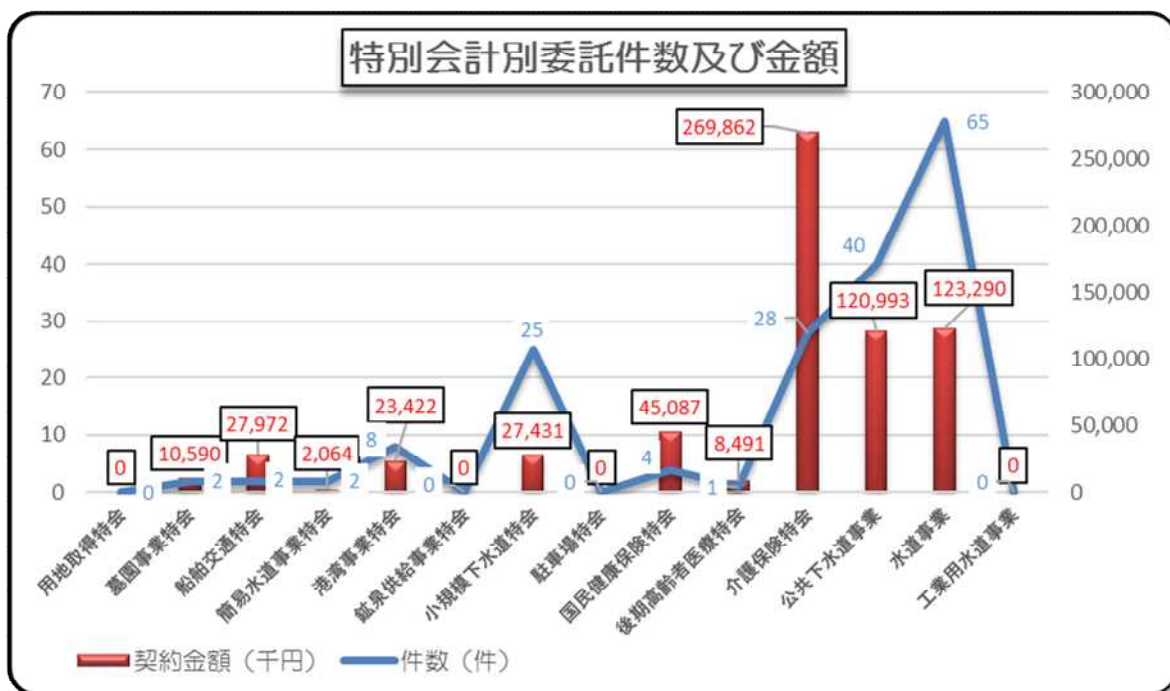
(2) 一般会計各款別委託状況

一般会計の委託件数は、全体で1,395件、契約金額は、29億395万6千円で、件数では、土木費が413件、教育費が330件、契約金額では、土木費が6億4,692万円、衛生費が5億6,136万7千円と多くなっており、各款の内訳は、次のとおりである。



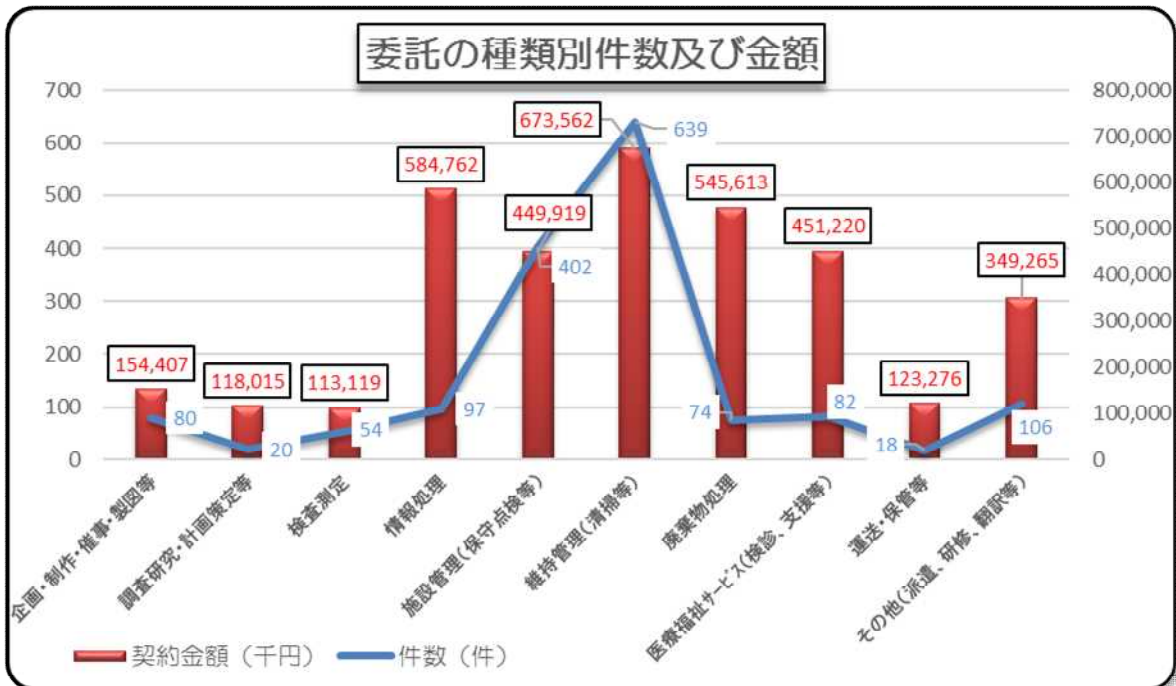
(3) 公営企業会計等各特別会計別委託状況

公営企業会計等特別会計の委託件数は、全体で177件、契約金額は、6億5,920万2千円で、件数では、水道事業会計が65件、公共下水道事業会計が40件、契約金額では、介護保険特別会計が2億6,986万2千円、水道事業会計が1億2,329万円と多くなっており、各会計の内訳は、次のとおりである。



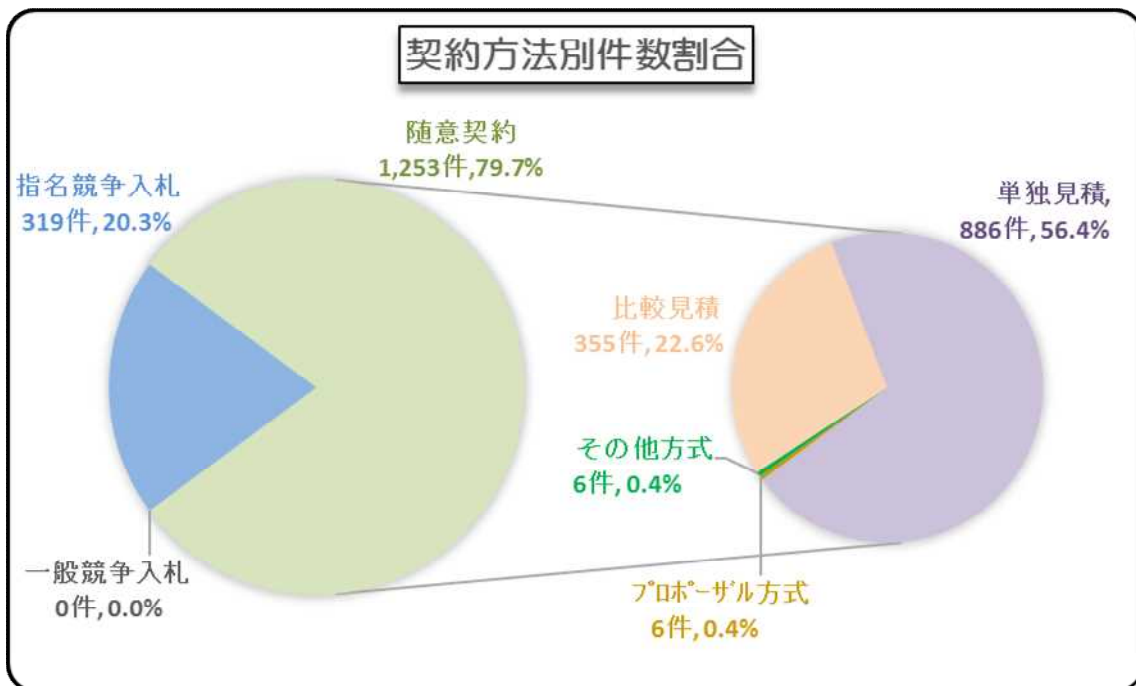
(4) 委託の種類別状況

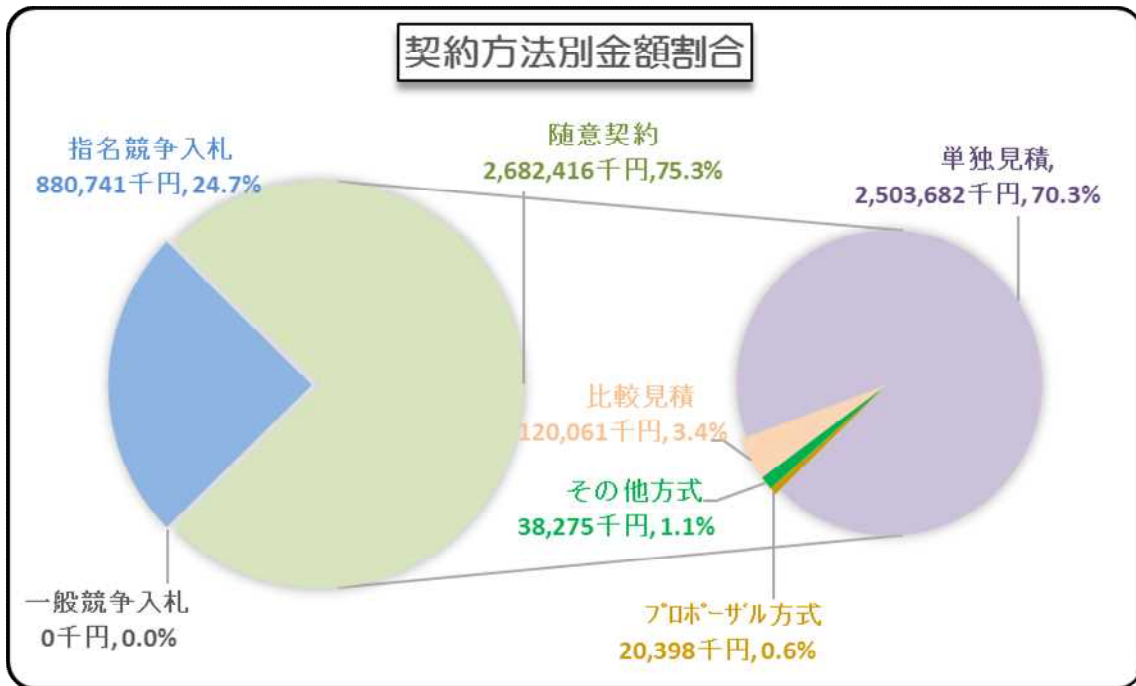
委託の種類別の件数では、清掃、造園、害虫駆除等の「維持管理」が639件、保守点検、警備・受付等の「施設管理」が402件、契約金額では、「維持管理」が6億7,356万2千円、「情報処理」が5億8,476万2千円と多くなっており、内訳は、次表のとおりである。



(5) 契約方法別委託状況

委託契約方法別の件数では、随意契約が1,253件(79.7%)で、うち単独見積が886件(56.4%)、契約金額でも、随意契約が26億8,241万6千円(75.3%)、うち単独見積が25億368万2千円(70.3%)と多くなっており、内訳は、次のとおりである。





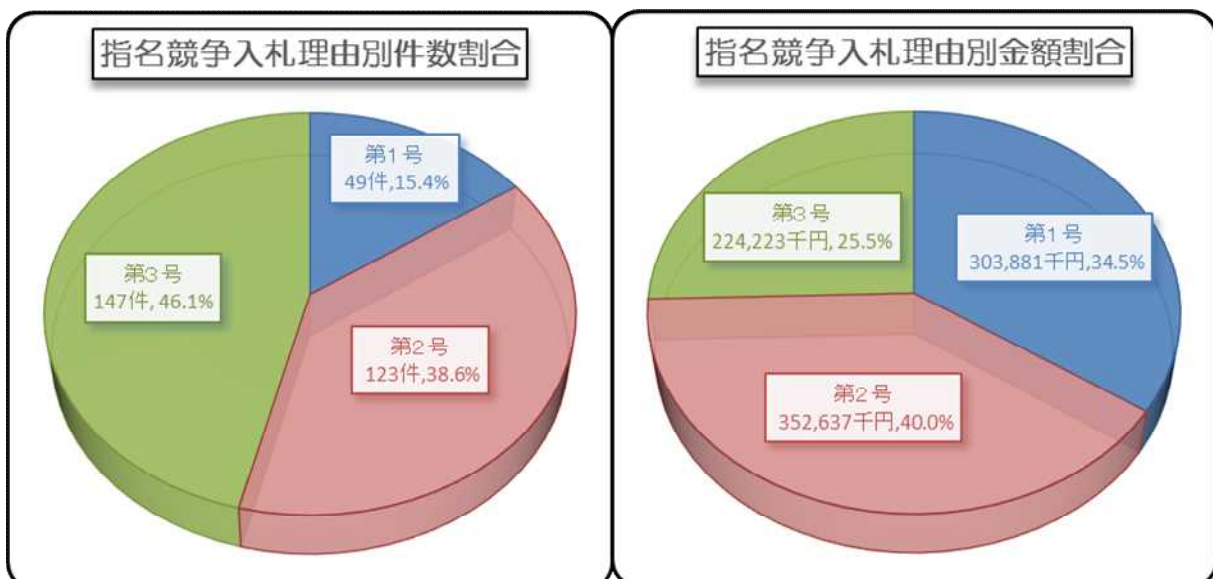
(6) 指名競争入札の委託状況

ア 指名競争入札の根拠理由別

指名競争入札の根拠理由別の件数では、「第3号」が147件(46.1%)、「第2号」が123件(38.6%)で、契約金額では、「第2号」が3億5,263万7千円(40.0%)、「第1号」が3億388万1千円(34.5%)と多くなっており、内訳は、次のとおりである。

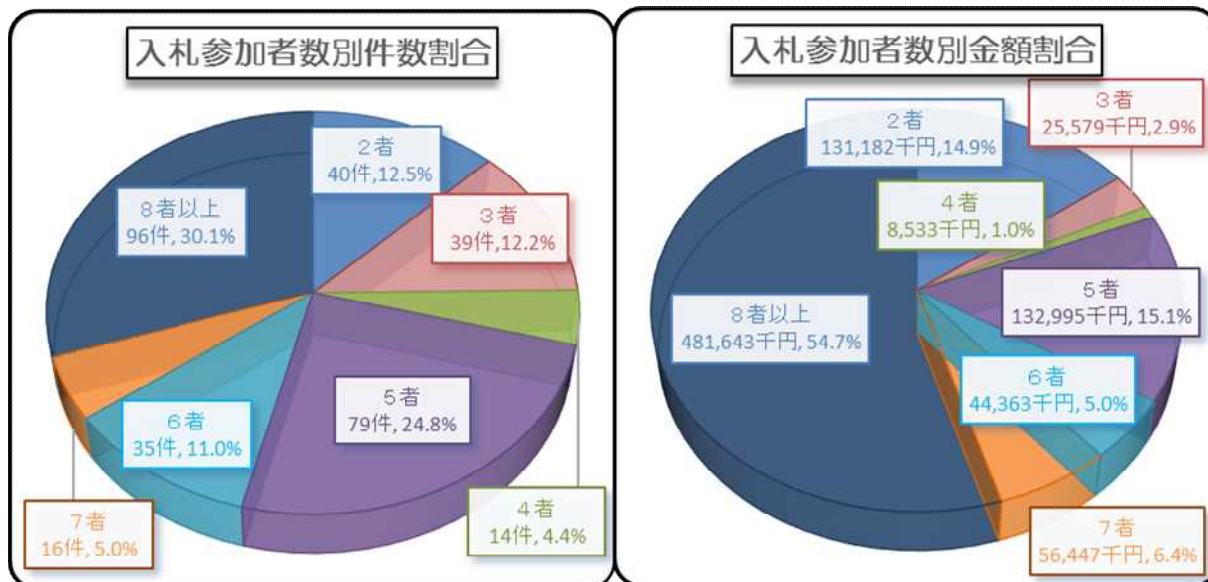
【法施行令第167条】

- ・第1号：その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
- ・第2号：その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき
- ・第3号：一般競争入札に付することが不利と認められるとき



イ 指名競争入札の参加者数別

指名競争入札の参加者数別の件数では、「8者以上」が96件（30.1%）で、契約金額でも、4億8,164万3千円（54.7%）と多くなっており、内訳は、次のとおりである。



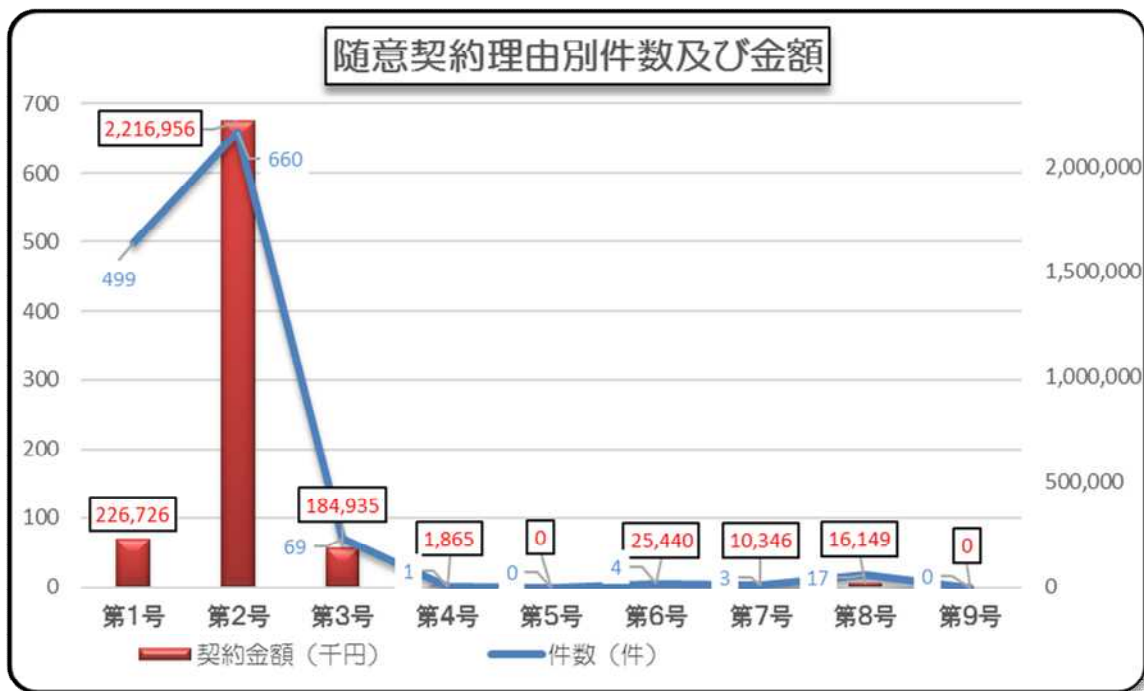
(7) 随意契約の委託状況

ア 随意契約の根拠理由別

随意契約の根拠理由別の件数では、「第2号」が660件（52.7%）、「第1号」が499件（39.8%）で、契約金額でも、「第2号」が22億1,695万6千円（82.6%）、「第1号」が2億2,672万6千円（8.5%）と多くなっており、内訳は、次のとおりである。

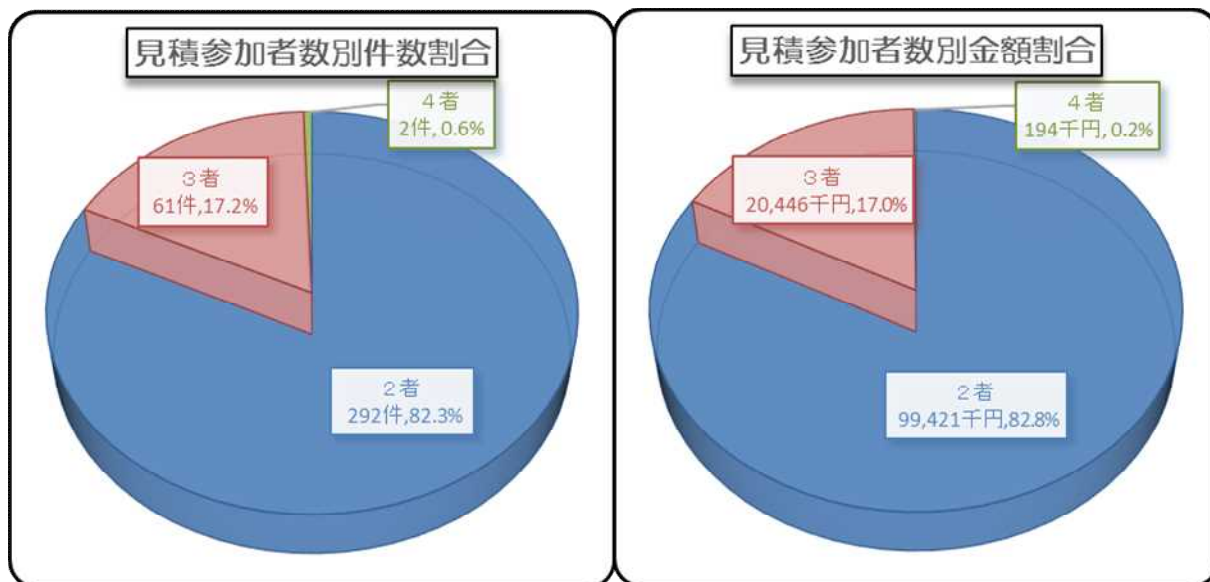
【法施行令第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項】

- ・第1号：少額の契約
- ・第2号：その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
- ・第3号：特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
- ・第4号：新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入れ若しくは借入れ又は新役務の提供を受ける契約をするとき
- ・第5号：緊急の必要によるもの
- ・第6号：競争入札に付することが不利なもの
- ・第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの
- ・第8号：競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき
- ・第9号：落札者が契約を締結しないとき



イ 比較見積の参加事業者数別

比較見積の参加事業者数別の件数では、「2者」が292件（82.3%）で、契約金額でも、9,942万1千円（82.8%）と多くなっており、内訳は、次のとおりである。

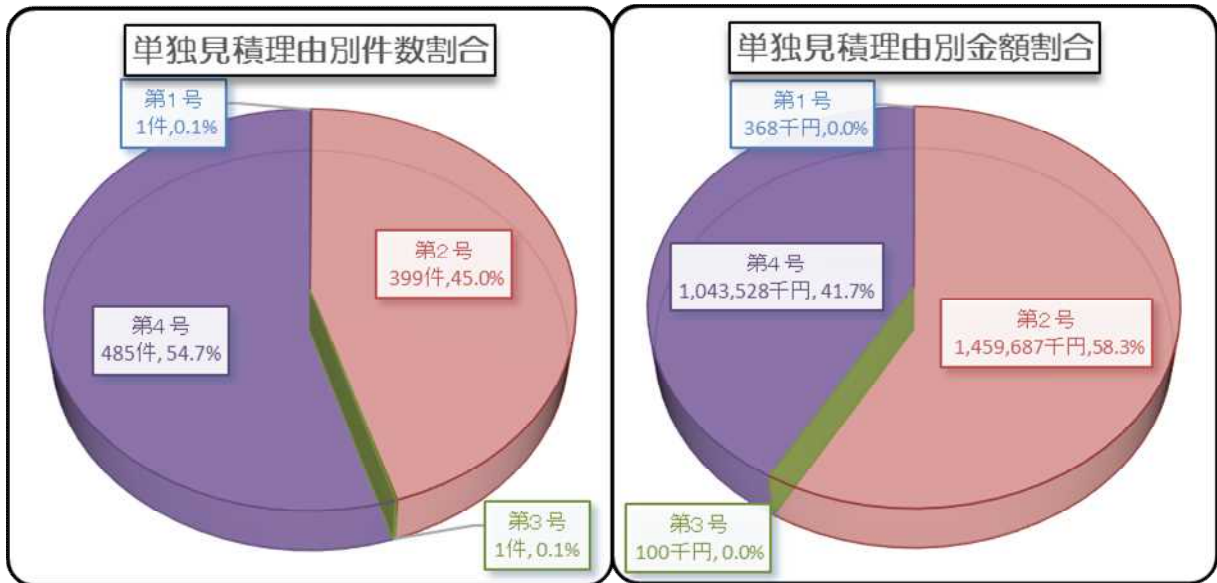


ウ 単独見積の根拠理由別

単独見積の根拠理由別の件数では、「第4号」が485件（54.7%）、「第2号」が399件（45.0%）で、契約金額では、「第2号」が14億5,968万7千円（58.3%）、「第4号」が10億4,352万8千円（41.7%）と多くなっており、内訳は、次のとおりである。

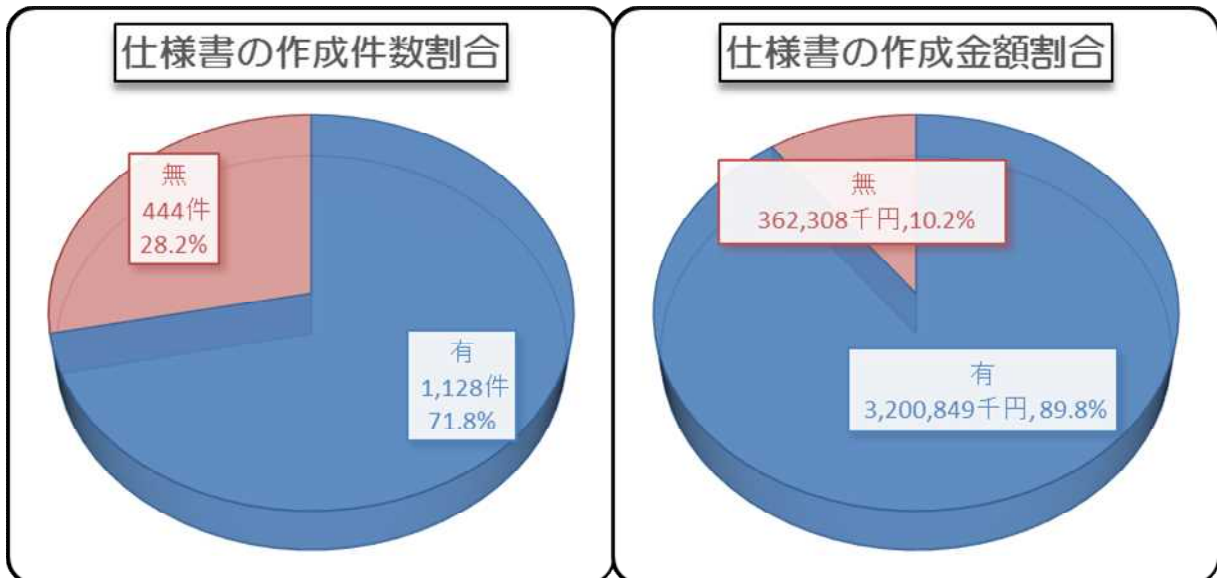
【契約規則第 47 条第 1 項】

- ・第 1 号：法令の規定によって価格が統制されているとき
- ・第 2 号：販売業者及び取扱業者が他にいないとき
- ・第 3 号：予定価格が 10 万円以下であるとき
- ・第 4 号：その他、特別の理由があるとき



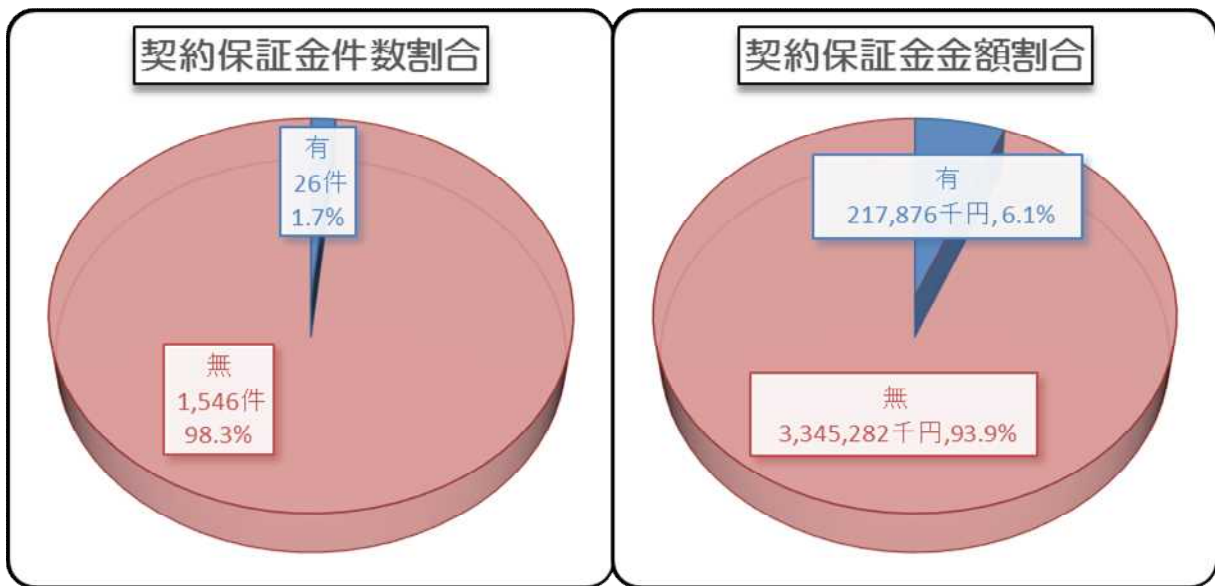
(8) 仕様書の作成状況

仕様書の作成の有無は、次のとおりである。



(9) 契約保証金の状況

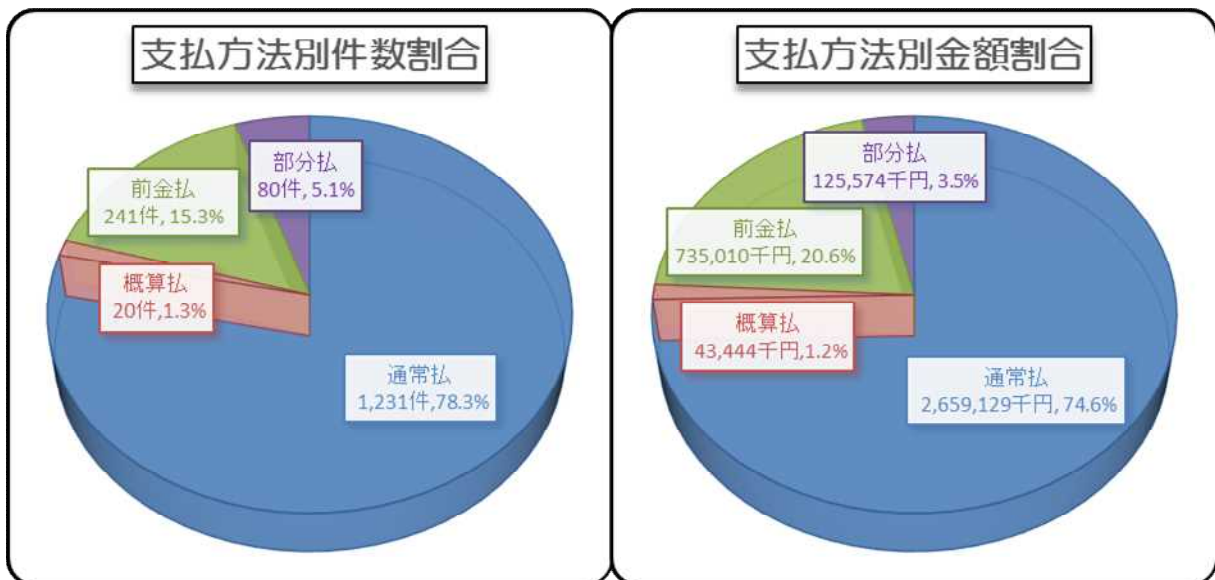
契約保証金の有無は、次のとおりである。



(10) 支払方法の状況

ア 支払方法別

支払方法別の件数では、「通常払」が1,231件(78.3%)、「前金払」が241件(15.3%)で、契約金額でも、「通常払」が26億5,912万9千円(74.6%)、「前金払」が7億3,501万円(20.6%)と多くなっており、内訳は、次のとおりである。



イ 支払回数別

支払回数別の件数では、「1回」が955件(60.8%)、「4回」が235件(14.9%)で、契約金額でも、「1回」が10億1,663万7千円(28.5%)、「4回」が8億1,054万7千円(22.7%)と多くなっており、内訳は、次表のとおりである。

